CPSA　0078

手動車いすの認定基準及び基準確認方法

制定　通商産業大臣承認　元産第2168号　　　　　　1989年 6月16日
改正　通商産業大臣承認　平成10･08･03産第1号　　1998年10月22日
改正　財団法人製品安全協会　19安全業Ｇ第163号　2008年 3月14日

財団法人　製　品　安　全　協　会

序文

この認定基準及び基準確認方法は、財団法人製品安全協会が以下の安全管理委員会専門部会で改正し、ガットスタンダードコード及びWTO/TBT協定 附属書３に基づく海外通報手続きを経た上で、制定された製品安全基準とその評価方法である。

この認定基準及び基準確認方法は、適合性評価手続き（SGマーク制度）の適用を受けるものであって、製造物責任法等のいかなる他法令の適用が除外されるものではない。

財団法人製品安全協会は、この認定基準及び基準確認方法の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起すると共に、これらの知的所有権出願に係わる確認について責任はもたない。

福祉用具（手動車いす）専門部会　専門委員名簿

	氏　名	所　属（五十音順）
（部会長）	田中　理	横浜市総合リハビリテーションセンター
（委員）	井上　重則	財団法人　自転車産業振興協会技術研究所
	大野　裕幸	株式会社　マキテック
	大脇　兼弘	株式会社　ヤマシタコーポレーション
	久保　拓司	株式会社　カワムラサイクル
	小林　肇	独立行政法人　産業技術総合研究所
	北村　透	社団法人　日本福祉用具供給協会
	佐伯　美智子	財団法人　日本消費者協会
	佐藤　順子	ＮＡＣＳ研究所
	鈴木　寿郎	日本車いすシーティング協会
	高田　芳則	株式会社　松永製作所
	高橋　俊仁	日本福祉用具・生活支援用具協会
	早川　宏子	日本リハビリテーション専門学校
	松永　圭司	日進医療器　株式会社
(関係者)	相沢　幸一	経済産業省標準課環境生活標準化推進室
(関係者)	渡辺　弘美	経済産業省サービス産業課医療・福祉機器産業室
(関係者)	北島　栄二	厚生労働省老健局振興課
(関係者)	高木　憲司	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
(関係者)	福井　正弘	独立行政法人　製品評価技術基盤機構　標準化センター
(関係者)	渡邊　宏	経済産業省商務情報政策局製品安全課

（事務局）財団法人　製品安全協会　業務グループ
〒110-0012　東京都台東区竜泉 2-20-2　ミサワホームズ三ノ輪 2階
業務グループ　ＴＥＬ　03-5808-3302　ＦＡＸ　03-5808-3305
業務グループ　Ｅメール　operation@sg-mark.org

手動車いすの認定基準及び基準確認方法

Approval Standard and Standard Confirmation Method for Manually Propelled Wheelchairs

１　基準の目的

この基準は、手動車いすの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

２　適用範囲

この基準は、手動車いすについて適用する。ただし、ここでいう手動車いすとは、自走用標準形車いす及び介助用標準形車いす（以下、両方を含めて「車いす」という。）について適用する。

３　形式区分

車いすの形式は、次のとおりとする。

自走用標準形；　一般的に用いる自走用車いすで、後輪にハンドリムを装備し、バックサポートの種類は固定式、着脱式、折りたたみ式及びそれらと同等の方式であり、特別な座位保持具はつかず、任意にバックサポート角度が変えられないもので、前輪はキャスタ、後輪は大径*車輪の４輪で構成したもの。

介助用標準形；　一般的に用いる介助用車いすで、特別な座位保持具やハンドリムはなく、バックサポートの種類は固定式、着脱式、折りたたみ及びそれらと同等の方式であり、任意にバックサポート角度が変えられないもので、前輪はキャスタ、後輪は中径*以上で構成したもの。

備考　＊；大径とは呼び18（外径が約476㎜）以上のタイヤ大きさを、中径とは呼び12（外径が約310㎜ ）以上18未満のタイヤ大きさをいう。

４　安全性品質

車いすの安全性品質は、次のとおりとする。

項　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
１　外観及び構造	１　車いすの外観及び構造は、次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、各部に変形、き裂、溶接不良等がなく、人体に触れる部分及び人体に触れる可能性のある部	１(1) 目視、触感等により確認すること。

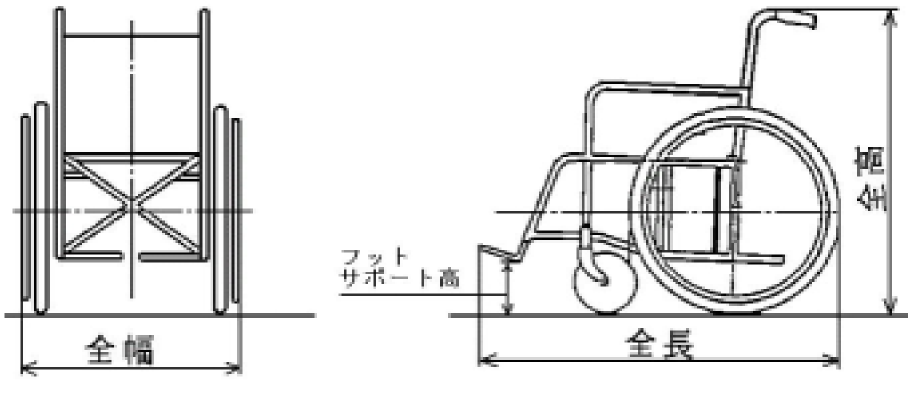
項　目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	分には、ばり、鋭い突起等がないこと。	
	(2) 表面処理等をしている面には、素地の露出、はがれ及びさび等の不良がないこと。	(2) 目視、触感等により確認すること。
	(3) 表面処理等をしていない面には、さび、割れなどの不良があってはならない。	(3) 目視、触感等により確認すること。
	(4) 身体保持部（シート、バックサポート、アームサポート及びレッグサポート等）は車いすに乗っている使用者（以下、「使用者」という。）の身体を確実に支持できる構造であること。	(4) 目視、触感、操作等により確認すること。
	(5) バックサポート着脱式は、取付け又は取外しは容易であること。また、バックサポート折りたたみ式は使用中容易に外れず、折りたたみ操作は容易であること。	(5) 操作等により確認すること。
	(6) アームサポート着脱式は、使用中容易に外れず、取付け又は取外しは容易であること。	(6) 操作等により確認すること。

項　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
	(7) フット・レッグサポートの上下調節装置は、車体の衝撃、振動によって緩まないものであること。	(7) 操作等により確認すること。
	(8) 着脱式フット・レッグサポートは車体の衝撃、振動などによって容易に外れないものであること。	(8) 触感、操作等により確認すること。
	(9) ハンドリムは確実に取り付けられており、衝撃及び振動等で容易に緩まないこと。	(9) 操作等により確認すること。
	(10) 駐車用ブレーキを有すること。 なお、ブレーキは操作が容易で駆動輪及び主軸の左右両輪を確実に固定できるものであること。	(10) 操作等により確認すること。
	(11) 介助用標準形にあっては、介助者が使用する制動用ブレーキを有すること。 なお、ブレーキは操作が容易で主輪の左右両輪を確実に制御できるものであること。	(11) 操作等により確認すること。
	(12) ティッピングレバー等で、容易に前輪を持ち上げることができる構造であること。	(12) 操作等により確認すること。

項　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
	(13) 駆動輪又は主輪、及びキャスタの回転部分は円滑に作動し、取付けは確実で走行中に著しい振れのないこと。	(13) 操作等により確認すること。
	(14) フレームの折りたたみ機構は作動部が円滑で、使用者が車いすに乗っているとき、折りたたむことがない構造であること。 また、取扱説明書等に従って、折りたたんだ時に、手及び指等をはさみ込みにくい構造であること。	(14) 操作等により確認すること。
２　寸法	２　車いすの各部の寸法は、表１のとおりとする。 ただし、屋外専用のものはこの限りではない。	２　図１の寸法を、スケール等により測定して確認すること。

表１　各部の寸法　単位:mm

部位	寸法値
全長	1,200以下
全幅	700以下
全高	1,090以下
ﾌｯﾄｻﾎﾟｰﾄ高	50以上

項　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
	 図１　各部の寸法	
３　機能	３　車いすの機能は、次のとおりとする。	
	(1) 静止力試験を行ったとき、駐車用ブレーキによって傾斜台上で車いすが静止していること。	３(1) JIS　T9201(2006)手動車いす（以下同様とする。）に定める静止力試験により確認すること。
	(2) 静的安定性試験を行ったとき、傾斜台上で山側の車輪が接地面から離れないこと。	(2) JIS　T9201に定める静的安定性試験により確認すること。
	(3) 直進走行性試験を行ったとき、進行方向に対して偏位量は130mm以下であること。	(3) JIS　T9201に定める直進走行性試験により確認すること。

項　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
４　強度	４　車いすの強度は、次のとおりとする。	
	(1) シート耐荷重試験を行ったとき、荷重除去後の永久変形量が 3mm 以下であり、かつ各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	４(1) JIS　T9201に定めるシート耐荷重試験により確認すること。 なお、破損等の異状の有無の確認にあたっては、JIS　T9201 附属書６に示す評価要件も確認すること。以下同様とする。
	(2) アームサポート下方耐荷重試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	(2) JIS　T9201に定めるアームサポート下方耐荷重試験により確認すること。
	(3) アームサポート上方耐荷重試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。ただし、アームサポートが取外し式でロック機構がないものはこの限りでない。	(3) JIS　T9201に定めるアームサポート上方耐荷重試験により確認すること。
	(4) ティッピングレバー耐荷重試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	(4) JIS　T9201に定めるティッピングレバー耐荷重試験により確認すること。
	(5) 手押しハンドル上方耐荷重試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	(5) JIS　T9201に定める手押しハンドル上方耐荷重試験により確認すること。

項　目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	(6) グリップ耐離脱性試験を行ったとき、グリップが抜けないこと。	(6) JIS　T9201に定めるグリップ耐離脱性試験により確認すること。
	(7) フットサポート上方耐荷重試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	(7) JIS　T9201に定めるフットサポート上方耐荷重試験により確認すること。
5　耐衝撃性	5　車いすの耐衝撃性は、次のとおりとする。	
	(1) バックサポート斜め耐衝撃性試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。ただし、バックサポート高 320mm 未満のものにあっては、この限りでない。	5 (1) JIS　T9201に定めるバックサポート斜め耐衝撃性試験により確認すること。
	(2) フットサポート耐衝撃試験性試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	(2) JIS　T9201に定めるフットサポート耐衝撃性試験により確認すること。
	(3) ハンドリム耐衝撃試験性試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	(3) JIS　T9201に定めるハンドリム耐衝撃性試験により確認すること。

項　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
	(4) キャスタ耐衝撃試験性試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	(4) JIS　T9201に定めるキャスタ耐衝撃性試験により確認すること。
6　耐久性	6　車いすの耐久性は、次のとおりとする。	
	(1) 走行耐久性試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	6 (1) JIS　T9201に定める走行耐久性試験により確認すること。 なお、確認は、試験成績書による。
	(2) 車いす落下試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	(2) JIS　T9201に定める車いす落下試験により確認すること。 なお、確認は、試験成績書による。
	(3) 駐車用ブレーキの耐久試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	(3) JIS　T9201に定める駐車用ブレーキの耐久試験により確認すること。 なお、確認は、試験成績書による。
7　付属品	7　車いすに用いる付属品は、確実に取付け又は取外しができ、使用者及び介助者の使用上の安全性を損なわないものであること。	7　傷害を与えるようなばり、かえり又は鋭い突起等がないことを目視、触感等により確認すること。

5　表示及び取扱説明書

車いすの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
1　表示	1　車いすには、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。ただし、(3)は一般消費者が容易に認知できるよう製品外部の見やすい箇所に大きな字でに表示すること。 (1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号 (3) 使用者最大体重（積載物も含む。）	1　必要事項の有無は目視により確認し、表示の消えにくさは触感等により確認すること。
2　取扱説明書	2　車いすには、次に示す趣旨の一般の使用者向けの項目が記載された取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない項目は、省略してもよい。 なお、(1)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(10)、(11)については安全警告標識(⚠)を併記するなどして、より認知しやすいこと。 また、販売店、レンタル事業者等向けの情報も用意すること。	2　一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。基本用語は、JIST9201附属書２に示される各部の名称を用いることを基本とするが、「アームサポート（ひじ掛け）」のように、できるだけ平易で一般消費者がわかりやすい表現を用いたり、併記したりすること。 (1)については、枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や異なった目立つ色彩を用いる等して、より認知しやすいものであること。 (10)、(11)については、安全警告標識(⚠)を併記したり、目立つ色彩を用いたりして、より認知しやすいことを確認すること。 販売店、レンタル事業者等向けの情報は、その旨の表書きを付記して、使用者

項　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
	(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。 (2) 各部の名称（図で示すこと。） (3) 屋外専用のものにあってはその旨 (4) 基本製品情報 自走用標準形車いすの場合 「この車いすは、自身でハンドリムを駆動して操作する車いすです。 この車いすは、特別な身体保持具、バックサポート（背）の角度調整、座位の姿勢変換（昇降、旋回等）等の機構がない標準形の自走用車いすです。また、スポーツ用、入浴用等の特殊な使用目的のものではありません。 なお、購入時はこの標準形が適していても、特別な身体保持具などが必要になってきた場合など、標準形が使用に適さなくなることがあります。」 介助用標準形車いすの場合 「この車いすは、介助者が操作する車いすで	向けの取扱説明書とは別に用意すること。下記が記載されていること。 ・調整方法 使用者に合わせた調整を要する部位がある場合（例．フットサポートの高さ調整）は、その部位と調整方法を記載する。なお、必要な技術知識や研修を要しなければ行ってはならない調整がある場合などは、その旨を明記すること。 ・修理方法 修理を行う場合は、その方法を具体的に記載すること。なお、必要な技術知識や研修を要しなければ行ってはならない修理箇所がある場合などは、その対処方法を明記すること。 ・保守方法 レンタル事業者等において、保守（返却時の点検を含む）を行う場合は、その方法を具体的に記載すること。なお、必要な技術知識や研修を要しなければ行ってはならない修理箇所がある場合などは、その対処方法を明記すること。 再レンタル時の、対一般使用者向けのための取扱説明書等の提供情報の維持及びその方法についても記載すること。

項　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
	す。 　この車いすは、バックサポート(背)の角度調整、座位の姿勢変換（昇降、旋回等）等の機構がない標準形の介助用車いすです。 　なお、購入時はこの標準形が適していても、特別な身体保持具などが必要になってきた場合など、標準形が使用に適さなくなることがあります。」 (5) 諸元表 (6) 部品及び付属品の一部が取り外されているもの、又は、調節・折りたたみ機構等を有するものは、その組立又は調節・折りたたみの方法及び注意 ＊具体的に調整が必要な箇所、その方法について示す。 (7) 駐車用ブレーキ及び制動用ブレーキの操作方法 (8) シートベルトの使用方法 (9) 介助するための操作・注意事項（図で示すこと。又、段差、傾斜	

項　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
	などの操作・注意事項等も記載すること。） (10) 使用上の注意 以下を含むこと。 a)使用前には各部を点検すること。 b)調節式フットレストにあっては、最下部の地上高さを50mm 以上にして使用すること。 c)車いすの乗り降りの際には、必ず左右両輪を固定すること。 （乗降時、離れる際、ベッド等の移乗時等） d)使用者最大体重は積載物も含んだ重さであり、体重制限を守って使用すること。 e)車いすのバランスを崩して転倒するので、フットレストの上に足を乗せて立ち上がらないこと。 (11) 走行上の注意 以下を含むこと。 a)踏切等の溝を越えるときは、前輪キャスタを挟み込まないように注意すること。	

項　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
	b)段差や凹凸等のある路面等を走行する時は、前のめりにならないように、注意して操作すること。 c)走行中身体を乗り出したりして、走行の安定性を損なうことのないように注意すること。 d)走行中、足がフットレストから落ちないよう注意すること。 (12) 各部の点検方法及び故障時の処置方法 以下を含むこと。 a)ブレーキの効き（レバー等の動作の確実さ、摩耗がないかの点検、必要に応じて交換などをすること。） b)タイヤの保守の仕方（バルブの点検方法、タイヤの摩耗時の保守等） c)タイヤの空気圧(〇kPa)は、適正に保つこと。 (13) 保管方法（保管に良くない環境を明示）及び手入れ方法	

項　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
	(14) ＳＧマーク制度は、車いすの欠陥によって発生した人身事故に対する賠償制度である旨。 (15) 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称、住所及び電話番号	

参考付図

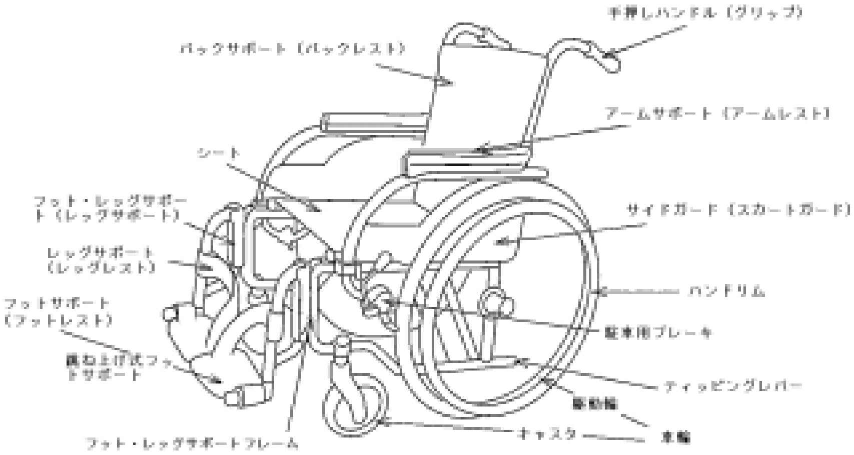


図1　自走用標準形

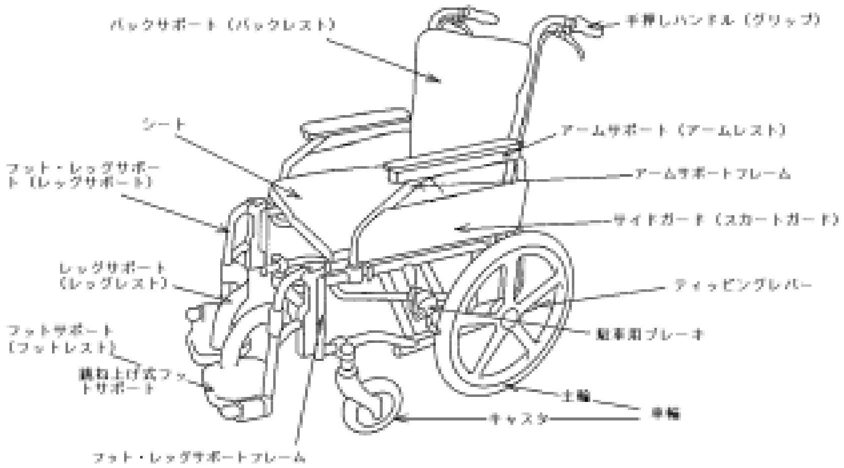


図２　介助用標準形

出典図：JIS T9201（2006）